

# 暴風警報発令時の対応について

静岡大学 FSS 事務局

## 1. 通学時に警報が発令されている場合

午前6時の時点で、静岡市南部に気象等・津波・火山・地震に関する「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合は、原則として休講とします。

静岡市南部以外に居住する生徒については、居住する市町に警報が発令された場合、ご家庭での判断になります。

こちらから生徒の皆さんへは連絡はしませんので、警報発令の確認は各家庭で行ってください。

※ 大雨・洪水警報発令によって通常的手段に困難が生じ、公共交通機関等を使って通うことが困難である場合は、必ず「欠席」または「遅刻」等を FSS 事務局 ([office@fss.shizuoka.ac.jp](mailto:office@fss.shizuoka.ac.jp)) までご連絡ください。

席を外している場合があるため必ず E メールでの連絡をお願い致します。

## 2. 通学後に警報が発令された場合

気象情報、公共交通機関情報、河川及び道路情報等により判断し、対応を決定します。

生徒の帰宅については、安全確保への配慮を最優先します。

問合せ先

静岡大学 FSS事務局  
戸塚・松本・畑田  
〒422-8529 静岡市駿河区大谷836  
(TEL) 054-238-4848  
(FAX) 054-238-4828  
(E-mail) [office@fss.shizuoka.ac.jp](mailto:office@fss.shizuoka.ac.jp)